〃	第十一回	五億九千八百万円	五億八千七百六十三万二百円	
〃	第十三回	二億五千八百五十万円	二億五千六百三十九万六千九百七十二円	
〃	第十五回	三億二千九十二万円	三億千九百十九万六千二百六十五円	
〃	第十七回	一億九千九百五十一万円	一億九千九百四十三万五千三百四十二円	
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第十三回	百六十四億八千三百十二万円	百六十三億九千六百七十四万八千五百九十円	
〃	第十五回	二百二十八億四百三万円	二百二十六億八千四百五十三万七千六十円	
〃	第十七回	九十四億五百万円	九十三億五千五百七十一万七千九百十八円	
〃	第十九回	七十六億九千四百五十五万円	七十六億五千四百二十三万六百六十二円	
〃	第二十一回	三十三億二千八百八十三万円	三十三億千百三十八万六千九百八十円	
〃	第二十三回	二十二億七千四百四十八万円	二十二億六千二百五十六万七百七十円	
〃	第二十五回	七億六千百五十六万円	七億五千七百五十六万九千四百五十円	
〃	第二十七回	八千四十万円	八千一十一万三千百六十九円	
〃	第二十九回	七千三百九十一万円	七千三百八十七万千五百四十三円	
合計		千三十一億七千二百七十二万円	千二十億八千百二十五万六千四百十三円	

○農林水産省告示第千百七十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年七月二十九日

農林水産大臣　山田　正彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十二年三月一日　第十二号

二　登録認定機関の名称及び住所

SGSジャパン株式会社　神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号横浜ランドマークタワー三十八階

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内及び外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号横浜ランドマークタワー三十八階

○農林水産省告示第千百七十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年七月二十九日

農林水産大臣　山田　正彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十二年三月一日　第二十二号

二　登録認定機関の名称及び住所

日本認証サービス株式会社　神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎東四丁目五番十七号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内及び外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎東四丁目五番十七号

○農林水産省告示第千百七十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年七月二十九日

農林水産大臣　山田　正彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十二年三月十日　第三十三号

二　登録認定機関の名称及び住所

財団法人自然農法国際研究開発センター　静岡県熱海市田原本町九番一号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内

(2)　認定を行う事業所の所在地

静岡県熱海市田原本町九番一号

○農林水産省告示第千百七十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年七月二十九日

農林水産大臣　山田　正彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十二年三月三十日　第四十八号

二　登録認定機関の名称及び住所

特定非営利活動法人和歌山有機認証協会　和歌山県和歌山市小松原通三丁目二十二

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

地鶏肉、有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内

(2)　認定を行う事業所の所在地

和歌山県和歌山市小松原通三丁目二十二

○国土交通省告示第七百九十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

花野谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

福井県福井市

花野谷町

五〇字大谷　一番一及び一番二

二番一及び二番二

三番から八番まで

八七番